平成２３年（フ）第８８７１号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ４―801号
債務者　森長　義雄
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９８号
大阪府門真市堂山町９番14号、住民票上の住所大阪府門真市元町７番30号
債務者　米田登志一
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１号
大阪府吹田市山田北８番28―105号
債務者　古西　順子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７号
大阪府高槻市牧田町５番42―402号
債務者　神田　紀生
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４３号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目18番12―506号
債務者　宮田　真好
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４号
大阪府箕面市瀬川４丁目13番６号
債務者　尾崎　正司
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８７号
大阪府池田市渋谷３丁目５番21号
債務者　小松　寛子（旧姓板谷）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８８号
大阪市平野区平野市町１丁目１番４号　啓伸ハイツ103号
債務者　片桐　啓子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９０号
大阪府寝屋川市大成町11番６号
債務者　西川　広美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９７号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目21番12―104号
債務者　岩佐　　孝
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９号
千葉県鎌ケ谷市北中沢１丁目２番28号　ヴィラ北松Ｄ―102
債務者　川原　康則
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４０号
千葉県鎌ケ谷市北中沢１丁目２番28号　ヴィラ北松Ｄ―102
債務者　川原　保子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４５号
千葉県柏市豊四季945番地1020　アルトウッズ・35―203号
債務者　中井　大樹（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７号
千葉県松戸市緑ケ丘２丁目327番地　緑ケ丘サンハイツ102号
債務者　高橋　伸嘉
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５５号
千葉県松戸市五香２丁目22番地の４　メゾン・ド・フルール103号
債務者　一花　敏夫
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６３号
千葉県松戸市小金原９丁目15番地の21
債務者　信田　洋二
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６５９号
岐阜県瑞穂市十九条328―３　アーバンスペース205号室、住民票上の住所岐阜市岩田西３丁目677番地
債務者　成瀬　聡治
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
岐阜地方裁判所